

名古屋市建築基準法関係例規集

(2 0 1 2 年度改訂版)

2012.7

名古屋市住宅都市局建築指導部

名古屋市建築基準法関係例規集の改訂版について

名古屋市建築基準法関係例規集は、建築指導行政の円滑な推進のために昭和61年に発刊されて以来、5年を目途に改訂され、一般に公開され活用されてきました。

一方、確認審査業務については、平成10年の建築基準法の抜本的改正により民間の機関が業務を行うことが可能になり、近年ますますその比重が高まっている状況です。

そのため、県内においては、平成23年4月に、官民の確認検査機関が協同で編集した「愛知県建築基準法関係例規集」が出版されています。また、全国的な建築基準法の解説書としては、日本建築行政会議が編集した「建築物の防火避難規定の解説」、「建築確認のための基準総則集団規定適用事例」が出版されています。

このような状況を考慮して、このたび、名古屋市建築基準法関係例規集については、県や日本建築行政会議が示した基準と内容が同一のものは削除し、これらに記載がないものや内容が異なるもので名古屋市の指導実績から重要と思われるものは残し、新たに重要と思われるものを新規で追加する方針をたてて見直し作業を行いました。

この改訂版が、愛知県建築基準法関係例規集等を補足するとともに、確認業務の円滑化、さらには安全で良好な建築物の形成に資することを期待しています。

平成24年7月

名古屋市住宅都市局建築指導部

本例規集の各事項で引用した法令名は、次のような略称名を用いています。

法：建築基準法

令：建築基準法施行令

規則：建築基準法施行規則

建告：建設省告示

国交告：国土交通省告示

県条例：愛知県建築基準条例

県建指：愛知県建築指導課長通知

市告：名古屋市告示

市条例：名古屋市建築基準法施行条例

(2012.7)は名古屋市建築基準法関係例規集(2006年度改訂版)から新規追加された例規(追加年月日)を示す。

名古屋市建築基準法関係例規集

(2 0 1 2 年度改訂版)

目 次

名古屋市建築基準法関係例規集

基準総則	1
防火・避難	49
集団規定	73
参考資料	106

事例集	109
-----	-----

基準総則		頁	
法第2条	建築物としての取扱い	3	
	高架の工作物の上部に設ける建築物の取扱い ^()	5	
	長屋としての取扱い	6	
	遊技場としての取扱い	8	
	百貨店としての取扱い	9	
	農家民宿等としての取扱い	10	
	スナック(社交飲食店)の用途としての取扱い	11	
	貸しスタジオ(個室音楽練習場)の用途としての取扱い	12	
	「居室」の取扱い	13	
	改築としての取扱い	14	
	大規模の修繕及び大規模の模様替の取扱い	15	
	準用工作物・建築物として取扱う機械式駐車場	17	
	法第3条	地下街との接続における別棟の取扱い	18
	法第7条の3	中間検査の指定対象建築物の取扱い ^()	20
	法第23条	木造建築物等以外の建築物とみなす取扱い	21
法第28条	採光のとり方	22	
法第28条の2	シックハウス規定に関する取扱い	24	
法第40条	自動車車庫等の出入口の位置のとり方 ^()	25	
	敷地外にある「がけ」の適用 ^()	26	
法第66条	看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物 ^()	27	
法第86条の7	危険物の数量が不適格な建築物	28	
法第87条	確認申請が必要な用途変更	29	
	容積率が不適格の建築物における駐車場部分の用途変更	30	
	用途変更による類似の用途相互間の取扱い ^()	31	
法第87条の2	建築設備に係る確認申請の取扱い	32	
	工作物としての取扱い	33	
法第88条	昇降機の建築設備等としての取扱い ^()	35	
	屋上広告塔等の高さに関連した取扱い	36	
法第92条	地盤面の設定	37	
	建築物の高さ	42	
	軒の高さ	45	
	階数の算定等	46	
	駐車施設の用途に供する部分の取扱い	48	
防火・避難		頁	
法第2条	耐火建築物の屋根に設ける点検口の取扱い ^()	51	
	耐火建築物における免除区画等の適用 ^()	52	
	屋根をポリカーボネート板でふく場合 ^()	53	
法第27条	木造3階建共同住宅における技術的基準の取扱い	54	
法第34条	非常用昇降機の設置免除の取扱い ^()	55	
法第35条	廊下幅のとり方	56	
	敷地内の通路を屋内に設ける場合の取扱い	57	
	避難上有効なバルコニーの取扱い	58	
	屋外避難階段に接近した換気口等の取扱い	60	
	屋外避難階段の開口部の取扱い	61	
	排煙上有効となる排煙口の取扱い	63	
	開口部のない耐火構造の壁での区画の検証方法	64	
	排煙無窓居室における排煙告示の適用 ^()	65	
	廊下幅による3室以下の専用のものの取扱い ^()	66	
	避難施設等の規定における避難階としての取扱い ^()	67	
法第35条の2	まきストーブを用いる室の内装制限 ^()	68	
法第62条	木造建築物等における外壁及び軒裏の取扱い	69	
法第63条	ソーラーパネルの屋根としての取扱い ^()	70	
法第67条	防火壁により区画した建築物の構造規定について	71	

集団規定		頁
法第42条	区画整理施行地区内の歩行者専用道路等の取扱い	75
法第43条	計画(予定)道路の拡幅部分の取扱い ^()	76
法第44条	道路内に設置される門、塀、植樹、柵等の取扱い	77
法第48条	日用品の販売店舗としての取扱い	78
	原動機等としての取扱い	79
	診療所としての取扱い	80
	駐輪場の用途規制	81
	圧縮天然ガスタンドの用途規制	82
	分譲マンションのモデルルームの用途規制 ^()	83
	大規模集客施設(スーパー銭湯)の用途規制 ^()	84
	大規模集客施設の駐車場の取扱い ^()	85
	昇降機によるパレット式自動車車庫の用途規制 ^()	86
法第52条	共同住宅のアルコーブ部分にかかる容積率不算入部分の取扱い ^()	87
	容積率の算定における特定道路からの距離のとり方	89
法第53条	建ぺい率の緩和される敷地の指定	90
法第54条	外壁後退の緩和の規定の適用	91
法第56条	道路斜線及び隣地斜線の規定における建築物の屋上部分	92
	北側斜線及び高度斜線の規定における建築物の屋上部分	93
	道路斜線の規定における前面道路の幅員の取扱い	94
	道路斜線の規定における建築物の部分の取扱い	96
	前面道路の反対側にある駅舎等の取扱い ^()	98
法第58条	高度地区における北側斜線制限の取扱い ^()	99
	最低限高度地区の規定(7m以上)の適用 ^()	101
法第87条	特殊建築物の取扱い(用途変更) ^()	102
法第56条の2	日影の5m・10m規制のとり方	104
令第1条	用途上の可分・不可分の取扱い	105

()は2012年度改訂版で追加されたものを示す。

参考資料	名古屋市建築基準法関係例規集(2006年度改訂版)の削除項目及びその理由	106
------	--------------------------------------	-----